



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年7月17日金曜日 第2690号

◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....	(税務課) ...	719
救急病院の協力申出.....	(医療対策課) ...	719
指定自立支援医療機関の指定.....	(健康増進課) ...	719
指定自立支援医療機関の名称の変更.....	(") ...	719
公有水面埋立免許の出願.....	(港湾海岸課) ...	719
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	(") ...	720
公共測量の終了の通知.....	(道路維持課) ...	721
都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧.....	(都市計画課) ...	721
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（2件）.....	(") ...	721
愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....	(会計課) ...	721
指定居宅介護支援事業者の指定.....	(東予地方局地域福祉課) ...	721
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	(") ...	721
指定道路の指定.....	(東予地方局四国中央土木事務所) ...	722
道路の区域変更（県道岩城環状線）.....	(東予地方局今治土木事務所) ...	722
道路の供用開始（県道松山港内宮線）.....	(中予地方局管理課) ...	722
指定障害児通所支援事業者の指定.....	(南予地方局地域福祉課) ...	722
指定居宅サービス事業者の指定.....	(") ...	723
指定居宅介護支援事業者の指定.....	(") ...	723
指定介護予防サービス事業者の指定.....	(") ...	723
指定居宅サービス事業の廃止.....	(") ...	723
指定介護予防サービス事業の廃止.....	(") ...	724
指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....	(") ...	724
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	(") ...	724
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	(") ...	724
土地改良区連合役員の就退任の届出.....	(南予地方局農村整備課) ...	724
建設業者の許可の取消し.....	(南予地方局管理課) ...	725
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	(南予地方局八幡浜支局環境保全課) ...	725
道路の供用開始（一般国道441号）.....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	726

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	(男女参画・県民協働課) ...	726
愛媛県漁業取締船の建造.....	(水産課) ...	726

公安委員会告示

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3等の診断を行う医師の指定.....	(警察本部生活環境課) ...	728
------------------------------------	-------------------	-----

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	(選挙管理委員会) ...	728
政治団体の届出事項の異動の届出.....	(") ...	729
政治団体の解散の届出.....	(") ...	730
資金管理団体の届出.....	(") ...	730
資金管理団体の解散の届出.....	(") ...	730
不在者投票のできる施設の指定の一部改正.....	(") ...	730

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第923号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成27年 7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
平成27年度愛媛県税務システム番号制度対応に係る改修業務委託事業	愛媛県総務部行財政改革局税務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成27年 6月19日	日本電気株式会社松山支店 愛媛県松山市一番町一丁目15番地2	65,340,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

○愛媛県告示第924号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成27年 7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有効期限
松山笠置記念心臓血管病院	松山市末広町18番2	医療法人笠置記念胸部外科	平成30年7月14日まで

○愛媛県告示第925号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成27年 7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
平野ごう薬局	今治市郷新屋敷町3丁目1-42	株式会社平野	精神通院医療（薬局）	平成27年7月1日
チェリー薬局本郷店	新居浜市本郷3丁目5番34号	有限会社チェリー薬局	精神通院医療（薬局）	平成27年7月1日
フロンティア薬局本郷店	新居浜市本郷3丁目5-31	株式会社フロンティア	精神通院医療（薬局）	平成27年7月1日

○愛媛県告示第926号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成27年 7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
医療法人三善会善家外科 脳神経外科	善家脳神経クリニック	平成27年 4月1日

○愛媛県告示第927号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、東予地方局今治土木事務所及び上島町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成27年 7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

上島町
愛媛県越智郡上島町弓削下弓削210
代表者 上島町長 上村 俊之
愛媛県越智郡上島町弓削下弓削185

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置
愛媛県越智郡上島町弓削佐島608番3の地先公有水面
イ 区域

次の1点から37点までを順次直線で結んだ線並びに37点と1点を結び春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.93（T・P・1.92）メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（越智郡上島町弓削佐島608番3地先の防波堤に設置された金属錐）は、北緯34度15分07秒、東経133度11分07秒の地点

- 1 点は、基点から真北172度29分18秒12.66メートルの地点
- 2 点は、1 点から真北53度17分23秒2.77メートルの地点
- 3 点は、2 点から真北54度12分41秒1.13メートルの地点
- 4 点は、3 点から真北57度00分48秒1.25メートルの地点
- 5 点は、4 点から真北336度15分00秒1.40メートルの地点
- 6 点は、5 点から真北60度16分50秒0.87メートルの地点
- 7 点は、6 点から真北150度16分50秒1.36メートルの地点
- 8 点は、7 点から真北59度33分34秒0.81メートルの地点
- 9 点は、8 点から真北61度51分05秒1.52メートルの地点
- 10 点は、9 点から真北63度53分18秒1.51メートルの地点
- 11 点は、10 点から真北65度40分15秒1.49メートルの地点
- 12 点は、11 点から真北67度11分56秒1.48メートルの地点
- 13 点は、12 点から真北68度28分20秒1.47メートルの地点
- 14 点は、13 点から真北69度29分26秒1.45メートルの地点
- 15 点は、14 点から真北70度15分16秒1.44メートルの地点
- 16 点は、15 点から真北70度45分51秒1.42メートルの地点
- 17 点は、16 点から真北71度01分07秒1.41メートルの地点
- 18 点は、17 点から真北70度54分08秒1.54メートルの地点
- 19 点は、18 点から真北70度13分28秒5.00メートルの地点
- 20 点は、19 点から真北69度11分21秒5.00メートルの地点
- 21 点は、20 点から真北69度09分15秒5.00メートルの地点
- 22 点は、21 点から真北67度07分08秒5.00メートルの地点
- 23 点は、22 点から真北66度05分01秒5.00メートルの地点
- 24 点は、23 点から真北65度02分55秒5.00メートルの地点
- 25 点は、24 点から真北64度00分48秒5.00メートルの地点
- 26 点は、25 点から真北62度58分41秒5.00メートルの地点
- 27 点は、26 点から真北62度27分38秒46.49メートルの地点
- 28 点は、27 点から真北332度27分38秒4.75メートルの地点
- 29 点は、28 点から真北62度27分38秒2.00メートルの地点
- 30 点は、29 点から真北152度27分38秒4.75メートルの地点
- 31 点は、30 点から真北62度27分38秒68.20メートルの地点
- 32 点は、31 点から真北332度27分38秒0.50メートルの地点
- 33 点は、32 点から真北62度27分38秒1.20メートルの地点
- 34 点は、33 点から真北152度27分38秒0.50メートルの地点
- 35 点は、34 点から真北62度27分38秒9.44メートルの地点
- 36 点は、35 点から真北332度27分39秒1.70メートルの地点
- 37 点は、36 点から真北62度27分39秒2.07メートルの地点

ウ 面積

410.90平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

愛媛県越智郡上島町弓削佐島608番3から2808番までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のア点からト点までを順次直線で結んだ線及びト点とア点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（越智郡上島町弓削佐島608番3地先の防波堤に設置された金属鉾）は、北緯34度15分07秒、東経133度11分07秒の地点

- ア点は、基点から真北195度33分28秒27.08メートルの地点
- イ点は、ア点から真北332度27分38秒69.58メートルの地点
- ウ点は、イ点から真北62度27分38秒215.00メートルの地点
- エ点は、ウ点から真北152度27分38秒31.92メートルの地点

- オ点は、エ点から真北163度00分42秒34.61メートルの地点
- カ点は、オ点から真北150度25分36秒9.28メートルの地点
- キ点は、カ点から真北242度27分38秒8.60メートルの地点
- ク点は、キ点から真北259度11分41秒8.76メートルの地点
- ケ点は、ク点から真北243度52分04秒7.61メートルの地点
- コ点は、ケ点から真北246度37分05秒14.80メートルの地点
- サ点は、コ点から真北242度23分00秒44.98メートルの地点
- シ点は、サ点から真北152度20分37秒0.63メートルの地点
- ス点は、シ点から真北242度20分32秒1.60メートルの地点
- セ点は、ス点から真北239度57分18秒18.68メートルの地点
- ソ点は、セ点から真北242度33分41秒28.79メートルの地点
- タ点は、ソ点から真北245度15分53秒11.39メートルの地点
- チ点は、タ点から真北243度52分28秒20.36メートルの地点
- ツ点は、チ点から真北242度31分55秒16.48メートルの地点
- テ点は、ツ点から真北262度54分43秒2.97メートルの地点
- ト点は、テ点から真北246度07分10秒9.64メートルの地点

ウ 面積

15,354.25平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地

4 出願年月日

平成27年 7月 6日

○愛媛県告示第928号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、今治市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成27年 7月17日

愛媛県知事 中村 時 広

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

今治市

今治市別宮町一丁目4番地1

代表者 今治市長 菅 良二

今治市大三島町宮浦5714番3

2 埋立区域

(1) 位置

2 工区

今治市吉海町本庄324番6から同262番1までの地先公有水面

(2) 区域

次の1点から15点までを順次直線で結んだ線並びに15点と1点を結ぶ平成25年の秋分の満潮位（D.L.+3.92メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（今治市吉海町本庄375番、国土地理院「津倉」四等三角点）は、北緯34度09分18.1856秒、東経133度01分34.7364秒の地点

- 1 点は、基点から真北197度35分58秒588.89メートルの地点
- 2 点は、1 点から真北275度20分06秒26.82メートルの地点
- 3 点は、2 点から真北0度27分06秒0.76メートルの地点
- 4 点は、3 点から真北275度11分41秒19.36メートルの地点
- 16 点は、4 点から真北5度21分19秒125.62メートルの地点

- 15点は、16点から真北95度22分14秒18 47メートルの地点
- (3) 面積
4,455.84平方メートル
- 3 埋立ての免許の年月日及び番号
平成26年3月31日 愛媛県指令25港第771号
- 4 しゅん功認可年月日
平成27年7月17日

○愛媛県告示第929号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、伊予市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年7月17日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（レベル2,500 数値地図作成、レベル5,000 数値地図作成、レベル10,000 数値地図作成）
- 2 作業期間 平成26年8月29日から
平成27年3月25日まで
- 3 作業地域 伊予市全域

○愛媛県告示第930号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定に基づ

○愛媛県告示第933号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

平成27年7月17日

愛媛県知事 中村 時 広

指定番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可年月日
	住 所	氏名又は名称	新	旧	
鬼北第1号	宇和島市栄町港三丁目303番地	えひめ南農業協同組合	売りさばき所 北宇和郡鬼北町大字小松1400番地1 えひめ南農業協同組合三島支所	売りさばき所 北宇和郡鬼北町大字下鍵山765番地 えひめ南農業協同組合日吉支所	平成27年7月1日

○愛媛県告示第934号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成27年7月17日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

指定居宅介護支援事業者の名称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地		
医療法人健康会	指定居宅介護支援事業所健康会	愛媛県四国中央市上分町716番地2	平成27年5月1日	居宅介護支援

○愛媛県告示第935号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成27年7月17日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811300445	プログレス株式会社	四国中央市川之江町29番地10	岩 本 高 之	短期入所	ショートステイ 四つ葉	四国中央市川之江町70番地1	平成27年 6月15日

○愛媛県告示第936号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成27年 7月17日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日

平成27年 7月 7日

3 指定道路の位置

四国中央市上分町字乗安468番1の一部、同468番5の一部、同464番1の一部、同464番4の一部、同464番8の一部、同464番10の一部、同465番7の一部、同464番1地先水路

4 指定道路の延長及び幅員

- (1) 延長 95.79メートル
- (2) 幅員 4.00メートル、5.00メートル、6.00メートル

○愛媛県告示第937号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	岩城環状線	越智郡上島町岩城760番1から 同町岩城829番まで	旧	メートル 3.7～8.5	キロメートル 0.187	
			新	5.0～18.6	0.187	
"	"	越智郡上島町岩城829番から 同町岩城1427番2地先まで	旧	3.5～13.2	0.467	
			新	3.5～13.2 9.6～27.1	0.467 0.388	

○愛媛県告示第938号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山港内宮線	松山市高浜町六丁目1777番30	平成27年 7月17日

○愛媛県告示第939号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成27年 7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850300090	一般社団法人 宇和島医師会	宇和島市桜町1番50号	友 松 孝	児童発達支援	医師会通所看護さくらまち	宇和島市桜町1番50号	平成27年 7月6日
3850300090	一般社団法人 宇和島医師会	宇和島市桜町1番50号	友 松 孝	放課後等デイサービス	医師会通所看護さくらまち	宇和島市桜町1番50号	平成27年 7月6日

○愛媛県告示第940号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成27年 7月17日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社SAKASHOU	デイサービスポブラ	愛媛県北宇和郡鬼北町大字中野川528番地	平成27年 5月15日	通所介護
株式会社SAKASHOU	訪問介護事業所ポブラ	愛媛県北宇和郡鬼北町大字中野川528番地	平成27年 5月15日	訪問介護
株式会社Well Studio	デイサービスセンターWell Studio笑	愛媛県八幡浜市保内町宮内2番耕地78番地1	平成27年 4月21日	通所介護

○愛媛県告示第941号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成27年 7月17日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
合同会社諏訪の杜	居宅介護支援事業所諏訪の杜	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2060番地1	平成27年 5月 1日	居宅介護支援

○愛媛県告示第942号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成27年 7月17日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社SAKASHOU	デイサービスポブラ	愛媛県北宇和郡鬼北町大字中野川528番地	平成27年 5月15日	介護予防通所介護
株式会社SAKASHOU	訪問介護事業所ポブラ	愛媛県北宇和郡鬼北町大字中野川528番地	平成27年 5月15日	介護予防訪問介護
株式会社Well Studio	デイサービスセンターWell Studio笑	愛媛県八幡浜市保内町宮内2番耕地78番地1	平成27年 4月21日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第943号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年 7月17日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
合同会社ラ・ルーチェ	カサリンゴクオーレ	愛媛県宇和島市和豊中町二丁目1番27号	平成27年 4月 1日	訪問介護
医療法人青峰会	デイサービスセンターアクティブ大洲	愛媛県大洲市中村853番地 1	平成27年 5月31日	通所介護
社会福祉法人 愛寿会	ヘルパーステーション 瀬戸あいじゅ	愛媛県西宇和郡伊方町川之浜594番地	平成27年 5月31日	訪問介護

○愛媛県告示第944号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年 7月17日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
合同会社ラ・ルーチェ	カサリンゴクオーレ	愛媛県宇和島市和霊中町二丁目1番27号	平成27年4月1日	介護予防訪問介護
医療法人青峰会	デイサービスセンターアクティブ大洲	愛媛県大洲市中村853番地1	平成27年5月31日	介護予防通所介護
社会福祉法人 愛寿会	ヘルパーステーション 瀬戸あいじゅ	愛媛県西宇和郡伊方町川之浜594番地	平成27年5月31日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第945号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定を辞退する旨の届出があった。

平成27年 7月17日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定介護療養型医療施設の開設者の 名称又は氏名	指定介護療養型医療施設		辞退年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
山中 望	山中医院	愛媛県宇和島市広小路1番31号	平成27年5月1日	介護療養型医療施設

○愛媛県告示第946号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成27年 7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810300602	一般社団法人 宇和島医師会	宇和島市桜町1番50号	友 松 孝	生活介護	医師会通所看護さくらまち	宇和島市桜町1番50号	平成27年7月6日

○愛媛県告示第947号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年 7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 止 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810300339	株式会社 在宅福祉サービスのこうの	宇和島市光満甲98番地3	河 野 春 吉	居宅介護、重度訪問介護	在宅福祉サービスのこうの訪問介護ステーション	宇和島市寄松甲240番地5	平成27年7月1日

○愛媛県告示第948号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、南予用waters土地改良区連合から次のと

おり役員が退任した旨の届出があった。

平成27年 7月17日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	水 谷 義 弘	宇和島市吉田町南君3053番地 1 - 1 - 2

○愛媛県告示第949号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成27年 7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(般 - 22) 第 13271号	平成23年 1月4日	上甲鉄筋	上 甲 重 則	西予市明浜町俵津 3 - 36	平成27年 6月9日	鉄筋工事業	建設業の廃止
(般 - 25) 第 16302号	平成25年 5月22日	浜田左建	濱 田 活 三	宇和島市保田甲963 - 3	平成27年 6月10日	左官工事業	建設業の廃止
(般 - 22) 第 14574号	平成22年 8月4日	国安電工	國 安 卓	宇和島市津島町北灘乙28 7 - 1	平成27年 6月11日	電気工事業	建設業の廃止
(般 - 22) 第 14537号	平成22年 7月11日	倉田建設	倉 田 文 廣	南宇和郡愛南町御荘平城 4607 - 3	平成27年 6月16日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 24) 第 14988号	平成24年 5月9日	沼井建設	沼 井 義 章	喜多郡内子町平岡甲352 - 2	平成27年 6月18日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 26) 第 15595号	平成26年 7月23日	広瀬運送(株)	廣 瀬 康 正	宇和島市津島町下畑地字 板ノ川甲65 - 2	平成27年 6月29日	土工事業 とび・土工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第950号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所及び伊方町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成27年 7月17日

愛媛県八幡浜保健所長 河 野 英 明

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
四国電力株式会社
香川県高松市丸の内 2 番 5 号
取締役社長 佐伯 勇人
- 事業場の名称及び所在地
四国電力株式会社 伊方発電所
愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ 3 番耕地40の 3
- 特定施設の種類の
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第 1
第72号 し尿所施設
第74号 特定事業所から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設
- 変更しようとする事項の内容
排水水の汚染状態及び量の変更（排水口の位置の変更及び廃止）
- 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
(1) 1、2号機放水口

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.8~8.3 最大 7.8~8.3	変更なし
化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.5 最大 2.0	変更なし	
浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3未満 最大 3未満	変更なし	
窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.2 最大 0.4	変更なし	
りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.02 最大 0.04	変更なし	
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 6,533,278 最大 6,533,791	変更なし	

(2) 3号機放水口

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.8~8.3 最大 7.8~8.3	変更なし
化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.5 最大 2.0	変更なし	

浮遊物質 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 3未満 最大 3未満	変更なし
窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.2 最大 0.4	変更なし
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.02 最大 0.04	変更なし
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 5,617,090 最大 5,618,870	変更なし

(3) No.12排水口(変更後:No.11排水口)

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.8~8.3 最大 7.8~8.3	変更なし
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.5 最大 2.0	変更なし

浮遊物質 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 3未満 最大 3未満	変更なし
窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.2 最大 0.4	変更なし
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.02 最大 0.04	変更なし
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 188 最大 188	変更なし
備考	排水口番号の変更:No.11排水口	

(4) この他に既存の雨水専用排水口が12カ所あり、1カ所を廃止し、変更後は11カ所となる。
また、雨水専用排水口の内3カ所は位置を変更する。

○愛媛県告示第951号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	441号	大洲市松尾868番1から 同市松尾933番1まで	平成27年 7月17日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年 7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成27年 7月 7日	特定非営利活動法人 託児所悠遊	鴨 崎 恭 夫	松山市朝生田町6丁目2番27号	この法人は、主に松山市内の子どもとその保護者、高齢者に対して、託児所の運営を通じたサービスの提供や、異世代交流に関する事業を行い、子どもたちの心身ともに健やかな育ちや、男女共同参画の形成、活力あふれる地域づくり等を増進し、もって社会全体の利益増進に寄与することを目的とする。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年 7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
愛媛県漁業取締船「うわかぜ」代船建造 一式
- (2) 仕様等
入札説明書による

(3) 納入期限

平成28年 3月15日

(4) 納入場所

入札説明書による

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26年度から平成28年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

なお、上記資格を有しない者が、本件入札に参加を希望するときは、資格審査を求める申請書類を3(5)に掲げる場所に提出し、開札日までに、上記資格を得ること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加資格確認申請日から開札日までの間、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

(3) 次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

ア 過去15年間に於いて、総トン数40トンクラスで速力36ノット以上のアルミ軽合金製漁業取締船、巡視艇又は警備艇等の官公庁船を建造した実績がある者。

イ 当該建造船舶の溶接工事をすべて屋内で施工できる施設を保有していること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県農林水産部水産局水産課漁業取締係

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089-941-2111(代表)089-912-2622(直通)

(2) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出し、又は平成27年8月26日(水)正午までに(1)に掲げる場所に郵送等(書留もしくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ)により提出すること。

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、公告日から同年8月7日(金)までの間に、インターネットの愛媛県公式ホームページ(入札情報内の本件記事)から入手すること。

ただし、これにより難い者は次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

公告日から同年8月7日(金)までの日(土、日曜を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 開札の日時及び場所

平成27年8月26日(水)午後2時

愛媛県庁第一別館8階農林水産部会議室

(5) 資格審査に関する照会先並びに申請書提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089-941-2111(代表)089-912-2770(直通)

4 その他

(1) WTO協定の適用

本公告による調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)、政府調達に関する協定を改正する議定書(平成26年条約第4号)によって改正された同協定およびその他の国際約束の適用を受ける。

(2) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(4) 入札者に要求される事項

本件入札に参加を希望する者は、事前に、入札参加資格確認申請書を、次の事項のとおり提出すること。

なお、当該申請書の内容に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受領期限

平成27年8月12日(水)午後5時までに、3(1)に掲げる場所に持参又は郵送等により提出すること。

イ 郵送等による取扱い

郵送等により提出する場合は、平成27年8月12日(水)午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

(5) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本件購入物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be manufactured: Fisheries Patrol Vessel, 1 set

(2) Time limit for submission of document for qualification confirmation: 5:00 p.m., 12 August 2015

(3) Time limit of tender: 2:00 p.m., 26 August 2015

(Time limit of tender by registered mail: 0:00 p.m., 26 August 2015)

(4) For further information, please contact: Fishing Surveillance Section, Fisheries Promotion Division, Fisheries Subdepartment, Agriculture Forestry and Fisheries Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2622

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第3号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和53年愛媛県公安委員会規則第6号）第2条第1項の規定により、次のとおり銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項又は第12条の3の診断を行う医師を指定した。

平成27年 7月17日

愛媛県公安委員会委員長 山 本 泰 正

医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地	診断の対象者
佐々木 朗	西条道前病院	西条市飯岡3290番地 1	1 法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「令」という。）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者 2 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者
山内 克之	三番町メンタルクリニック	松山市三番町四丁目 4番地 6	
森 秀人	森神経科心療内科	松山市歩行町一丁目 4番地 6	
牧 徳彦	牧病院	松山市菅沢町甲1151番地 1	
藤井 正人	平成病院	大洲市柚木811番地 1	
梅岡 秀一	うめおか神経クリニック	松山市二番町三丁目 8番地21久保豊二番町ビル 2階	1 令第8条第3号に定める病気にかかっている者

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成27年 7月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

1 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	1以上の市町の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
	代表者	会計責任者			
自由民主党愛媛県伊予郡第三支部	松 下 行 吉	田 中 完 治	伊予郡砥部町岩谷口135		平成27年 6月 1日
自由民主党愛媛県四国中央市第四支部	宇 高 英 治	谷 順 三	四国中央市川之江町1200 - 2		平成27年 6月 4日
自由民主党愛媛県新居浜市第三支部	大 石 豪	横 井 俊 幸	新居浜市中須賀町一丁目 3 - 4053		平成27年 6月 8日
自由民主党愛媛県松山市第十支部	帽 子 大 輔	佐 々 木 宏 美	松山市道後鷺谷町 1 - 13		平成27年 6月22日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
えひめ介護福祉政治連盟	管 家 一 夫	古 田 芙 美	西予市宇和町卯之町一丁目257	平成27年 6月 1日
影岡俊範後援会	影 岡 俊 範	影 岡 秀 子	伊予郡松前町大字北黒田785 - 1	平成27年 6月 1日
西条市医師連盟	松 浦 裕	年 森 司	西条市大町字福森828 - 2	平成27年 6月 1日
稲田てるひろ後援会	向 井 守 正	稲 田 住 恵	伊予郡松前町西古泉135 - 4	平成27年 6月11日
宇和島医師連盟	友 松 孝	橋 本 博 之	宇和島市桜町 1 - 50	平成27年 6月12日

西予市医師連盟	三 好 康 司	織 田 英 昭	西予市宇和町卯之町四丁目319	平成27年 6月12日
渡部伸二と市民の広場	松 尾 京 子	新 田 敦 子	松山市松前町三丁目 2 - 2	平成27年 6月22日

○愛媛県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成27年 7月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
民主党愛媛県第1区総支部	渡 部 昭	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	平成27年 3月10日
自由民主党伊予市支部	大 西 誠	主たる事務所の所在地	伊予市灘町355	伊予市下三谷1631	平成27年 5月22日
		代 表 者	大 西 誠	日 野 健	
		会 計 責 任 者	日 野 猛 仁	北 橋 豊 作	
自由民主党川之江支部	宇 高 英 治	代 表 者	宇 高 英 治	石 川 幸 雄	平成27年 5月28日
		会 計 責 任 者	石 川 剛	大 西 晁	
民主党愛媛県総支部連合会	渡 部 昭	代 表 者	渡 部 昭	都 築 旦	平成27年 5月30日
自由民主党伊予三島支部	鈴 木 俊 広	主たる事務所の所在地	四国中央市中曾根町411 - 1	四国中央市三島宮川四丁目 5 - 8	平成27年 6月 1日
自由民主党新居浜支部	黒 川 洋 介	会 計 責 任 者	仙 波 憲 一	高 橋 一 郎	平成27年 6月 6日
民主党愛媛県第1区総支部	渡 部 昭	代 表 者	渡 部 昭	都 築 旦	平成27年 6月 9日
民主党愛媛県第4区総支部	渡 部 昭	代 表 者	渡 部 昭	永 江 孝 子	平成27年 6月 9日
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
維新の党衆議院愛媛県第2選挙区支部	横 山 博 幸	主たる事務所の所在地	今治市旭町四丁目 1 - 18	東温市田窪2060 - 13	平成27年 6月16日
自由民主党伊方支部	吉 谷 友 一	主たる事務所の所在地	西宇和郡伊方町大浜338	西宇和郡伊方町川永田甲897 - 1	平成27年 6月18日
		代 表 者	吉 谷 友 一	吉 川 保 吉	
自民党八幡浜支部	井 上 和 浩	主たる事務所の所在地	八幡浜市古町二丁目 2 - 6	八幡浜市浜田町 1	平成27年 6月21日
		代 表 者	井 上 和 浩	清 家 俊 蔵	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
岡田教人後援会	木 田 啓 一	主たる事務所の所在地	松山市南白水二丁目 6 - 12	松山市道後緑台 3 - 6	平成27年 4月20日
		会 計 責 任 者	岡 田 彩 子	大 孝 尚 子	
政治結社二代目男塾	影 内 輝 雄	会 計 責 任 者	伊 藤 祐 介	影 内 輝 雄	平成27年 4月20日

愛媛県不動産鑑定政治連盟	岡 田 浩	代 表 者	岡 田 浩	亀 田 武 志	平成27年 5月29日
		会 計 責 任 者	高 橋 宏 明	平 田 耕 二	
税理士による山本公一後援会	村 田 八 郎	主たる事務所の所在地	宇和島市御幸町一丁目 1 - 3	宇和島市新町一丁目 4 - 12	平成27年 6月25日
		代 表 者	村 田 八 郎	土 居 篤 志	
		会 計 責 任 者	村 田 八 郎	土 居 篤 志	

○愛媛県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成27年 7月17日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 西 蔭 健

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

安藤まさやす後援会	安藤雅康	平成26年12月31日
松島義幸後援会	土居義昭	平成27年 3月31日
愛媛県水落敏栄後援会	愛原章	平成27年 5月31日
報国純心会	橋本良則	平成27年 6月17日

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
豊 洋 会	土 居 一 豊	平成26年12月 1日

○愛媛県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成27年 7月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
影岡俊範	松前町議会議員	影岡俊範後援会	伊予郡松前町大字北黒田785 - 1	平成27年 6月 1日

○愛媛県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成27年 7月17日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 西 蔭 健

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
土 居 一 豊	豊 洋 会	平成26年12月 1日
安藤雅康	安藤まさやす後援会	平成26年12月31日

○愛媛県選挙管理委員会告示第63号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年 2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

平成27年 7月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
1・2 省略				1・2 省略			
3 老人ホーム				3 老人ホーム			
名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日	名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日

省略			
特別養護老人ホーム梅本の里ゆにと	省略		
ハッピー南久米	有料老人ホーム	松山市南久米町 128 - 1	平成27年 7月 8日
省略			

4・5 省略

省略			
特別養護老人ホーム梅本の里ゆにと	省略		
省略			

4・5 省略